平成２５年（フ）第１０３１号
千葉県印西市草深1241番地６
破産者　渡邉　幸子
１　決定年月日　平成26年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９３号
千葉県習志野市藤崎７丁目７番32―102号
破産者　田上　和久
１　決定年月日　平成26年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９４号
千葉県習志野市藤崎７丁目７番32―102号
破産者　田上　裕子
１　決定年月日　平成26年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９５号
広島県福山市新市町大字戸手248番地１
破産者　ライフブレインズ株式会社
１　決定年月日　平成26年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９６号
広島県福山市山手町７丁目24番９号　フォンテーヌＡ101
破産者　長尾　知子（旧姓田上）
１　決定年月日　平成26年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２９８号
奈良県御所市大字柏原1491番地の27
破産者　有限会社飛鳥技建
１　決定年月日　平成26年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
北海道苫小牧市三光町１丁目１番28―603号
破産者　有限会社北斗塗装工業
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２０８号
埼玉県熊谷市妻沼1145番地１
破産者　株式会社三澤組
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６７２号
千葉県船橋市二和東１丁目17番11号
破産者　株式会社富電
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６７３号
千葉県船橋市二和東１丁目17番９号
破産者　富田　直樹
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６７４号
千葉県船橋市二和東１丁目17番９号
破産者　富田　　公
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６７５号
千葉県船橋市高根台２丁目１番５棟210号
破産者　富田　文子
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８３６号
千葉市若葉区東寺山町423番地１　エステ・スクエア千葉Ｃ―606号
破産者　井上　敏彦
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５９号
千葉県船橋市田喜野井７丁目13番11号　ＫＯＤＡガーデン207号
破産者　牟田廣徳こと　牟　　廣徳
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６０号
千葉市美浜区幕張西２丁目２番１棟407号
破産者　時田　亜矢
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２号
東京都国分寺市西恋ヶ窪３丁目８番地１日立恋ヶ窪寮
破産者　石丸　　謙
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１００７号
東京都国分寺市西恋ヶ窪３丁目８番地１日立恋ヶ窪寮、商業登記簿上の住所東京都杉並区堀ノ内１丁目２番10―105号
破産者　有限会社ケン・グリーンショップ
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０８８号
東京都八王子市長沼町1302番地１都営長沼町第２アパート16号棟612号
破産者　小澤　守久
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５６号
富山県高岡市下関町６番１号
破産者　株式会社日高商会
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６１号
静岡市葵区唐瀬２丁目４番15号
破産者　アイセック・ナノ中部株式会社
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８８８号
愛知県岩倉市大地町葉広63番地
破産者　株式会社中部アールビー
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８８９号
名古屋市中川区八熊通６丁目49番地の１
破産者　有限会社中部商会
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部